

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第164号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年10月21日（月） 07時43分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市富島港北方沖 富島港北防波堤灯台から真方位347° 2,640m付近 （概位 北緯34° 34.5′ 東経134° 55.6′）
事故等調査の経過	平成25年11月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{すみよし} 住吉丸、4.9トン HG3-37024（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート ^{さいよう} 彩陽、5トン未満 260-36260兵庫、有限会社T・Aサービス
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 左舷ブルワークに擦過傷、船尾オーニングが破損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、漁場を変えるため、周囲を見てA船の針路上に航行の支障となる他船を見掛けなかったため、富島港北方沖を約3ノットの対地速力で自動操舵によって北東進し、船尾甲板で底びき網から漁獲物を取り外す作業を行っていたところ、衝撃を感じ、B船と衝突したことに気付いた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、富島港北方沖で漂泊し、船長Bが、周囲の安全確認後、約3分間ほど操舵室で釣りの準備作業を行い、準備作業を終えて前方を確認したところ、左舷前方約20mに接近したA船を認め、機関を全速力後進にかけ、また、舵を使用して衝突回避動作をとったものの、平成25年10月21日07時43分ごろB船の左舷船首部とA船の左舷船首部とが衝突した。 両船は、自力で富島港に入港し、船長Bは、釣り針が左 ^{ふくらはぎ} 脹脛に刺さって抜けなかったため、救急車で病院へ搬送されて治療を受けた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
分析 乗組員等の関与	A あり、B あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、富島港北方沖を自動操舵で北東進中、船長Aが、周囲を見てA船の針路上に航行の支障となる他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思い、船尾甲板で漁獲物の取り外し作業を行っていたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、富島港北方沖で漂泊中、船長Bが、釣りの準備作業を行っていたことから、左舷前方約20mに接近したA船を視認し、衝突回避動作をとったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、富島港北方沖において、A船が自動操舵で北東進中、B船が漂泊中、船長Aが船尾甲板で漁獲物の取り外し作業を行い、また、船長Bが釣りの準備作業を行っていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時、見張りを適切に行うこと。